■マイナンバー制度

2015年10月から、住民票のある外国人の方にはマイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」が、市町から郵送されます。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続きで必要となり、一生使 うものですので大切に保管してください。

なお、2016年1月からは、身分証明書などとしても使える「個人番号カード」を作ってもらうことができるようになります。

・ホームページ

日本語: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

英語:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/english.html

中国語(簡体字): http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-kantaiji.html

中国語(繁體字): http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-hantaiji.html

韓国語:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/korean.html

スペイン語: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/spanish.html

ポルトガル語: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/portuguese.html

25 か国語によるチラシ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html

・コールセンター

0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語) 【2015 年 9 月 30 日まで】

月曜日~金曜日 9:30~17:30 (土日祝日はつながりません)

【2015年10月1日から2016年3月31日まで】

月曜日~金曜日 9:30~20:00 土日祝日 9:30~17:30

(年末年始は つながりません) ※ナビダイヤルは 通話料が かかります